

2013くらしのサポーター通信

「裁判する」と脅す健康食品の送りつけに注意！

ハイライト:

□ 今月のテーマ

・「裁判する」と脅す健康食品の送りつけに注意！

・契約とクーリング・オフ

□ お知らせ

□ 交流コーナー

□ コラム

ぼた餅とおはぎ～那賀町では「半殺し」～

当センターでの健康食品に関する相談件数は、平成25年4月～7月で103件と、すでに平成24年度の165件の半数を超えています。

健康食品の送りつけについては、サポーター通信やメールマガジンなどで注意を喚起しているところですが、その手口はますます悪質化、巧妙化しています。今号では、最近の相談事例と対処方法についてご紹介します。

《事例1》

約1か月前に高齢で独居の伯父の家に「注文を受けた健康食品を送る」と電話があった。伯父は注文していないと断ったが「記録がある」などと何度も電話で執拗に言われ、根負けして一度だけならと応じ48,000円の健康食品を代引きで受け取った。数日前に再び電話があり、3回の契約になっているので2回目の商品を送ると言われ、断ったところ「断れば裁判をする」と言われた。

[アドバイス]

・電話勧誘に応じ商品が届いた場合でも、契約書面の受領日を含め8日間は無条件で契約を解除することができます。また、契約書面に不備がある場合やクーリング・オフ妨害があったときなど、8日を過ぎてもクーリング・オフできる場合があります。困ったときは、消費者情報センターにご相談ください。

・申し込んだ覚えがなく、購入するつもりがなければ、「いいません。もう電話しないでください」と言ってきっぱり断りましょう。一度購入してしまうと、何度も電話勧誘を受けるおそれがあります。自衛策として、知らない番号からの電話には出ない、常時、留守番電話にしておくなどの方法が有効です。

・商品を申し込んだ事実がないにもかかわらず申し込んだと勧誘されたり、脅される等、恐怖を感じるような方法で勧誘された場合には、警察にも相談してください。



《事例2》

数日前、2か月前に注文を受けた健康食品を送ると電話があった。注文していないと断ったが、「約束違反だ。受注生産なのでキャンセルできない。損害賠償を請求する」などと終始、脅すような強い口調で購入を迫られた。何とか断ったが数日後配達され、代引きではなかったのをつい受け取ってしまった。中には、現金書留封筒が同封されていた。代金を支払わなければならないのか。

[アドバイス]

- ・ 契約は両者の合意により成立します。一方的に商品を送りつけられても承諾しなければ契約は成立せず、代金の支払い義務は生じません。最近、新手の手口として現金書留封筒や振込用紙を同封して商品を送りつけてくる手口が見られます。もし商品を受け取ってしまった場合でも、絶対にお金を郵送したり、振り込まないでください。
- ・ 一方的に商品を送りつけられたり、電話で勧誘にに応じてしまっても商品を購入する意思がない場合は、業者名や連絡先等を控えた上で受取拒否をしましょう。
- ・ 商品の一方的な送りつけは、特定商取引法におけるネガティブ・オプションとなります。商品の送付があった日を含め14日以内に消費者が申込み承諾（商品の「使用・消費」を含む）しなければ、業者は商品の返還を請求できなくなります。なお、単に開封するだけでは「使用・消費」にはならず、代金の支払い義務は生じません。
- ・ 消費者に商品の返送義務はありませんが、気になる方は、着払いで商品を返送しましょう。

契約とクーリングオフ

1 契約と民法

私たちは日々の生活の中で様々な契約を行っています。スーパーで買い物をするときや自動販売機でジュースを買うときには売買契約を締結します。賃貸マンションに住んでいる人は賃貸借契約を締結しています。汽車に乗るときは、旅客運送契約を結びます。お医者さんに罹るときは、医師と委任契約を結ぶこととなります。我々は、何かモノを手に入れるとき、サービスを受けるときには、必ずと言っていいほど契約を結んでいます。

契約は互いに対立する複数の意思表示（売買では「売りたい」「買いたい」という意思表示）の合致により成立します。契約は口頭でも成立します。スーパーで買い物をするとき契約書は作りませんが、お店の「売りたい」という意思と、消費者の「買いたい」という意思が合致し契約が成立します。

しかし、自動車や家を買うときなど、契約内容が複雑だったり契約金額が高いときは「契約書」を作成します。契約書とは、契約当事者間の約束内容を確認して残しておくために作るものです。契約書を作れば、後々「そんなことは言わなかった」「こういう約束だったはず」という争いを防ぐことができます。

契約には、特別法がない場合や特別法に規定がない場合には、民法が一般法として適用されます（例：取引の一般法である民法に対し、商取引には商法が特別法として適用されます）。また、特別法は一般法に優先します。

2 特定商取引法とクーリング・オフ

(1) 特定商取引法は、消費者トラブルが起きやすい7つの取引形態を対象に、事業者が守るべきルール（氏名を名乗る、契約書を渡す、嘘の説明をしない等）やクーリング・オフ制度を定めるなど、消費者を守るための法律であり、民法の特別法です。

特定商取引法が規制する7つの取引形態は、①訪問販売、②通信販売、③電話勧誘販売、④連鎖販売取引（マルチ商法）、⑤特定継続的役務提供（エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室）、⑥業務提供誘引販売取引（内職商法）、⑦訪問購入（押し買い）です。このうち、通信販売を除く6つの取引にクーリング・オフ制度が定められています。

(2) クーリング・オフとは、契約した後、頭を冷やして（Cooling Off）冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除（契約をなかったことにする）する制度です。訪問販売や電話勧誘では、消費者が特に商品の購入を考えていないときに突然業者から勧誘されます。こういった不意打ち的な勧誘で、冷静に判断できないまま契約をしてしまいがちな販売方法に対して、クーリング・オフ制度は設けられました。クーリング・オフをすることができる期間は次のとおりです。

訪問販売／訪問購入	契約書を受け取った日を含め8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供（エステ等）	
連鎖販売取引（マルチ商法）	契約書を受け取った日を含め20日間
業務提供誘引販売取引（内職商法）	

クーリング・オフをした場合、支払った金額は全額返金されます。また、商品の引き取りにかかる費用は事業者の負担となります。商品を使用したりサービスを受けた場合でもクーリング・オフできます。クーリング・オフは書面でしなければならず、記載例は消費者情報センターのホームページにも掲載していますが、不明な点をご相談ください。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851
徳島市徳島町城内2番地1
とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

Email: t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

交流コーナー

くらしのサポーターのみなさんの質問や情報をお待ちしています。

くらしのコラム

ぼた餅とおはぎ～那賀町では「半殺し」～

彼岸が来ると気にかかることは、ぼた餅とおはぎの識別である。春の花が牡丹あるので春の彼岸ころをぼた餅と言い、秋の花の萩から秋の彼岸ころをおはぎと言うのだとの説がある。

ちょっと異なった説明は、秋に収穫した小豆をそのまま潰して、粒あんを使うのがおはぎであり、小豆が冬を越して固くなるのでこして、こしあんを使うのがぼた餅である。言い換えれば、粒あんとこしあんの相違であると言う説もある。

難しいことを言わずに、ぼた餅はあんこをまぶしたものであり、おはぎはきな粉をまぶしたものと説明は分かりやすい。那賀町で「半殺し」と言われるものはぼた餅だろう。

くらしのサポーター 三原茂雄

消費者問題県民大会のご案内

県民が消費生活に関する知識と理解を深め、正しい判断と適切な行動ができる「自立した消費者」となっていただくため、次のとおり消費者問題県民大会を開催します。

〈日 時〉平成25年10月12日（土）午後1時～午後3時

〈場 所〉ホテルクレメント徳島 3階 金扇の間

〈内 容〉

- ◆「くらしのサポーター」活動推進功労者表彰式
- ◆「くらしのサポーター」認定式
- ◆講演

演題 消費者が主役となる社会へ
～消費者教育推進法を生かすには～

講師 弁護士 島田 広 氏

主催 徳島県・NPO法人徳島県消費者協会

入場無料、事前申込は不要です。

どなたでもご入場いただけます。（定員200名程度）

※お車でお越しの方は、近隣の有料駐車場をご利用ください。



くらしのサポーター担当者より

気象庁によると、9月の降水量は平年より多い確率が60%となっています。風水害に備え、非常持出品の準備、避難場所、家族との連絡方法等を確認しておきましょう。

さて、今年の消費者問題県民大会は10月12日に開催します。大会では、くらしのサポーターの表彰式・認定式の後、消費者教育の第一人者である島田先生にご講演いただきます。ご近所の方などをお誘いの上、ご参加ください。